

一般社団法人日本体力医学会  
日本体力医学会学会賞授与規程

平成元年 9 月 25 日制定  
平成 13 年 9 月 18 日改訂  
平成 25 年 1 月 15 日改訂  
平成 25 年 9 月 20 日改訂  
平成 25 年 11 月 29 日改訂  
平成 29 年 5 月 19 日改訂  
令和 6 年 9 月 27 日改訂

(目的)

第 1 条 学会は、定款第 4 条及び第 5 条(5)に従い、学会賞を設ける。

(構成)

第 2 条 学会賞は、学会賞（体力科学）・学会賞（JPFMSM）・奨励賞の 3 つから構成され、体力医学に関し特にすぐれた業績をあげた団体または個人に授与する。

(組織)

第 3 条 学会賞選考委員長および選考委員は理事会で決定する。

第 4 条 選考委員長の任期は 2 年とする。

2. 選考委員の任期は 4 年とし、2 年毎に半数の委員を交代する。

(選考)

第 5 条 選考委員会は体力科学および The Journal of Physical Fitness and Sports Medicine に発表された論文の中から学会賞にふさわしい業績と認められるものを選定する。

(表彰)

第 6 条 学会賞は総会で授与される。

第 7 条 学会賞の正賞は賞状、副賞は原則各 20 万円とするが、3 件以上選出された場合は合計金額を 60 万円以内とし、副賞の額の最終決定は、理事会の承認を必要とする。

(庶務)

第 8 条 選考委員会の庶務は、一般社団法人学会支援機構が行う。

付則

1. 本規程は平成元年 9 月 25 日より施行する。

2. 平成 22 年 7 月 16 日付で選考委員に就任した 6 名の委員の任期について、本規程の改定に伴い 6 年間から 5 年間に変更を行う（平成 22 年 7 月 16 日付で就任した委員の任期平成 22 年 10 月～平成 27 年 9 月）。